

平成二十一年六月二十五日提出
質問第五九六号

要介護認定見直し等に関する質問主意書

提出者
山井和則

要介護認定見直し等に関する質問主意書

- 一 今年四月からの要介護認定見直しにおいて、認定調査員テキストも新しく改訂されたが、この認定調査員テキストを使ってモデル事業を行ったのか。
- 二 今年四月からの要介護認定見直しにおいて、認定調査員テキストも新しく改訂されたが、この認定調査員テキストを使って研究事業を行ったのか。
- 三 二の研究事業は何人に対して、どのようなサービスを利用する人を対象に実施したのか。
- 四 モデル事業では三万人以上を対象に実施したのに対し、研究事業ではたったの八六人なのはなぜか。
- 五 要介護認定見直しにおける経過措置はすべての市町村で実施されているのか。すべてで実施されていないとすれば、実施していない市町村は何箇所か。
- 六 今回の経過措置において、経過措置必要の有無などの希望調書を事前にとれば、施設入所者の場合、（介護施設入所の対象外である）要支援にでも判定されない限り、多くの利用者・家族は利用者負担が減ることになる軽度判定を希望することが予想される。この場合、介護施設の収入は減ることになるが、厚生労働省はどのように考えているのか。

七 今年五月の認定結果は六月一〇日までに国へ報告することになってはいるが、その結果はどうであったのか。また、前年同月比での増減はどうであったのか、要介護度区分別にお答えいただきたい。

八 現在、要介護認定調査事業（調査A～C）を全市町村で行っているが、経過措置適用前の二次判定結果を調査した「調査A」は六月一九日締め切りである。多くのお年寄り・介護者にとって関心がある「調査A」の集計結果はいつ明らかになるのか。「調査A」の集計結果だけでも早急に明らかにすべきと考えるがいかがか。また、集計するために時間がかかるのであれば、市町村ごとの調査結果を明らかにすべきであるがいかがか。

九 要介護認定調査項目には「麻痺等の有無」「拘縮の有無」「寝返り」「起き上がり」「座位保持」「両足での立位保持」「歩行」「立ち上がり」「片足での立位」「洗身」「つめ切り」「視力」「聴力」「乗」「移動」「えん下」「食事摂取」「排尿」「排便」「口腔清潔」「洗顔」「整髪」「上衣の着脱」「ズボン等の着脱」「外出頻度」「意思の伝達」「毎日の日課を理解」「生年月日や年齢を言う」「短期記憶」「自分の名前を言う」「今の季節を理解する」「場所の理解」「徘徊」「外出すると戻れない」「被害的」「作話」「感情が不安定」「昼夜逆転」「同じ話をする」「大声を出す」「介護に抵抗」「落

ち着きなし」「二人で出たがる」「収集癖」「物や衣類を壊す」「ひどい物忘れ」「独り言・独り笑い」「自分勝手に行動する」「話がまとまらない」「薬の内服」「金銭の管理」「日常の意思決定」「集団への不適応」「買い物」「簡単な調理」の項目がある。

「認定調査員テキスト二〇〇六」と「認定調査員テキスト二〇〇九」では、それぞれの項目において、どのような判断基準の変更があったのか。

右質問する。